

29環総政354号
平成29年7月31日

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階 環境影響評価書案（大井ホッケー競技場）審査意見書

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（大井ホッケー競技場）」（以下「評価書案」という。）について審査した結果、「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号局長決定）に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都環境局長
遠藤雅彦

記

第1 対象事業等

1 実施者の名称及び所在地

名称：東京都

代表者：東京都知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

2 対象事業の名称

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
実施段階環境影響評価書案（大井ホッケー競技場）

3 対象事業の所在地

東京都品川区八潮四丁目

東京都大田区東海一丁目

第2 意見

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【生態系(生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑)】

(生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通)

① 緑化計画は、品川区みどりの条例で示された基準を満たす計画としているが、新たに植栽する樹種の選定に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考にすること。

② 第一球技場計画地内の既存樹木は、一部は伐採され、一部は保存する計画となっていることから、保存する樹木を図示するなど明確にするとともに、可能な限り移植の可能性も検討し、伐採される樹木を最小限にとどめること。

なお、移植に当たっては、魅力的な水と緑のネットワークの創出に資するよう、移植場所の選定等に努めること。

【アメニティ・文化(景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性)】

(景観)

メインスタンドは公園の風景に溶け込む落ち着いた色彩とするとしていることから、代表的な眺望地点に公園内からの地点を追加した上で、色彩計画について分かりやすく説明すること。

(自然との触れ合い活動の場)

① 計画地が所在する大井ふ頭中央海浜公園は、自然との触れ合い活動の場として広く利用されていることから、建設機械の稼働及び工事車両の走行に当たっては、環境保全措置を徹底し、公園利用者の活動を阻害しないよう努めること。

② 第一球技場計画地は改変され、第二球技場も改修工事が行われることから、工事中は施設の利用ができなくなるなど、自然との触れ合い活動の場に影響が生じるため、工事内容や工事工程等について周知徹底し、施設利用者への影響を最小限に抑えること。

(歩行者空間の快適性)

暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、公園管理者、道路管理者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。

【資源・廃棄物(水利用、廃棄物、エコマテリアル)】

(水利用)

第一球技場のトイレ洗浄水に雨水利用を計画しているが、第一球技場の一部及び第二球技場には上水が使用されることから、環境保全措置を徹底し、より一層の上水利用の削減に努めること。

(廃棄物)

建設廃棄物については、「東京都建設リサイクル推進計画」における目標値に鑑み、より高い再資源化等率を達成するよう努めること。

(エコマテリアル)

建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

【温室効果ガス(温室効果ガス、エネルギー)】

(温室効果ガス、エネルギー 共通)

「東京都建築物環境計画書制度」におけるエネルギーの使用の合理化に関する方針が不明確なため、これを明らかにすること。

【交通(公共交通へのアクセシビリティ、交通安全)】

(公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通)

工事の実施に伴い、工事用車両が公園内を走行することから、園内施設へのアクセス経路及び一般歩行者の交通安全の確保に努めるとともに、工事用車両の走行ルート等を事前に周知徹底し、利用者に支障がないよう配慮すること。